

那須町要配慮者対応マニュアル

平成 2 9 年度
那須町保健福祉課

目 次

第 1	策定の趣旨	2
1	目的	2
2	マニュアルの位置付け	2
第 2	基本的考え方	2
1	地域との連携のあり方	2
第 3	要配慮者の範囲	2
第 4	平常時の活動（体制整備）	3
1	那須町避難行動要支援者支援班の設置	4
2	地域の見守りネットワークの推進	5
3	避難行動要支援者登録制度	8
4	避難支援者の確保	10
5	災害情報伝達体制の整備	11
6	福祉避難所等の確保	11
7	見守り協力者等の育成	13
第 5	災害発生時の対応	15
1	支援班の活動概要	15
参考	要配慮者の把握の方法について	18

第 1 策定の趣旨

1 目的

災害の発生時、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など災害時において特に配慮を要する人（以下「要配慮者」という。）は自らの力だけでは迅速な避難ができない状況にあるため、要配慮者の命を守るには本人とまわりの支援者にとってどのようなことが必要であるかを明確にする必要がある。このため、風水害や地震等の自然災害が発生した場合に要配慮者に対し、迅速かつ的確な対応が図れるようマニュアルを策定するものとする。

2 マニュアルの位置付け

那須町地域防災計画における班構成中、救護部の救護第 1 班（保健福祉課、保健センター）の事務分掌に災害弱者の救護対策が位置づけられている。マニュアルは、救護部の事務に加えて、地域防災計画と連動した要配慮者の具体的な支援活動を展開するためのものであり、今後、地域防災計画の見直し等に合わせて、随時検討を重ね、適宜、見直しを行うものとする。

第 2 基本的考え方

地域との連携のあり方

災害が発生した初動期において、行政だけでは要配慮者を避難誘導することには限界があるため、平常時をはじめ、災害発生時における地域の役割のあり方について、本町の具体的な取り組みを示すものとする。

第 3 要配慮者の範囲

本マニュアルにおける、「要配慮者」は、高齢者（概ね 65 歳以上）、障がい者等のうち支援を必要とする方々とする。

- ・ ひとり暮らし高齢者
- ・ 高齢者のみの世帯
- ・ 身体障害者
- ・ 知的障害者
- ・ 精神障害者
- ・ 介護保険の要介護認定者
- ・ その他災害時の支援が必要と認められる方

第 4 平常時の活動（体制整備）

1 那須町避難行動要支援者支援班の設置

- └─保健福祉課内に設置

2 地域の見守りネットワーク推進

- └─那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会の運営
- └─小地域福祉見守りネットワーク組織の設置、推進
- └─要配慮者管理システムの運用
- └─弁当宅配事業による見守り活動の推進
- └─緊急通報システム（安心コール）の運用、充実

3 避難行動要支援者登録制度

- └─避難行動要支援者台帳の登録
- └─要配慮者情報の把握、共有及び活用
- └─個別計画の作成及び管理
- └─救急医療情報キットの活用
- └─要配慮者の防災知識の向上

4 避難支援者の確保

- └─避難支援者の役割
- └─避難支援者の育成

5 災害情報伝達体制の整備

- └─多様な災害情報伝達手段の確保
- └─要配慮者の特性に即した災害情報伝達機器整備の検討

6 福祉避難所等の確保

- └─福祉避難所の設置
- └─民間社会福祉施設等の避難所としての活用
- └─医療支援スタッフの確保
- └─情報伝達体制の整備
- └─施設の整備
- └─一般避難所避難者の調査

7 見守り協力者等の育成

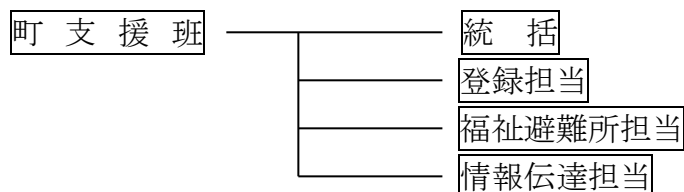
- └─協力事業所の確保

1 那須町避難行動要支援者支援班の設置

要配慮者の支援業務を実施するために、保健福祉課長を班長とし、保健福祉課を中心とした横断的な組織として、那須町避難行動要支援者支援班（以下「町支援班」という）を設置する。

町支援班は、各地区社会福祉協議会単位に設置された見守りネットワーク間の連絡調整を行う事務局の役割を担う。

【組織体制】



【職員体制】

区 分	主 管 課	関 係 機 関 等
①統括	保健福祉課 (介護保険係) (地域支援係) (福祉係) (障がい者福祉係)	保健福祉課（保健センター）、総務課（防災交通係）
②登録担当	保健福祉課 (介護保険係) (地域支援係) (福祉係) (障がい者福祉係)	保健福祉課（保健センター）、総務課（防災交通係）、住民生活課（戸籍係、住民年金係）、企画財政課（行政改革係、まちづくり係）
③福祉避難所担当	保健福祉課 (保健センター)	保健福祉課（介護保険係、地域支援係、福祉係、障がい者福祉係）、総務課（防災交通係）、那須消防署（庶務予防係）
④情報伝達担当	保健福祉課 (介護保険係) (地域支援係) (福祉係) (障がい者福祉係) (保健センター)	総務課（防災交通係）企画財政課（まちづくり係）、保健福祉課（福祉係）、那須消防署（庶務予防係）、地域包括支援センター

【活動内容】

①統括	ア 支援班の統括 イ マニュアルの進行管理 ウ 那須町地域防災計画との調整 エ 要配慮者支援体制の周知
-----	--

	オ 町災害対策本部との連絡調整、活動状況等の取りまとめ
②登録担当	ア 要配慮者情報の把握 イ 避難行動要支援者の登録・台帳作成 ウ 個別計画の作成 エ 要配慮者情報の関係機関との共有・活用 オ 避難支援者（情報伝達支援者）の登録
③福祉避難所担当	ア 福祉避難所の設置・整備 イ 要配慮者支援スタッフ等の支援体制の整備、調整 ウ 医療スタッフの確保 エ 避難所内の情報伝達体制の整備
④情報伝達担当	ア 情報伝達体制の整備 イ 災害情報機器の整備 ウ 避難支援者（情報伝達支援者）への活動支援 エ 要配慮者への防災知識の普及啓発

2 地域の見守りネットワーク推進

(1) 那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会の設置、運営

年々、高齢者人口が増加していることに伴い、高齢者だけの世帯やひとり暮らしの高齢者も増加しているため、地域の中で高齢者を見守るネットワークが大切になっている。町では、平成23年度に設置した那須町高齢者見守りネットワーク事業運営協議会を中心に、地域の見守りネットワーク事業の適正かつ円滑な運営を図っていく。

【運営協議会構成団体】

那須町民生委員児童委員協議会

那須町自治会連合会

那須町自治公民館連絡協議会

那須町社会福祉協議会

那須町老人クラブ連合会

那須町消防団

那須町ボランティアセンター

福祉サービス事業者

その他高齢者福祉の推進のため必要と認める者

(2) 小地域福祉見守りネットワーク組織の設置、推進

地域に根付いた見守りを推進するため、町内地区社会福祉協議会単位に地域の自主的な活動を推進する組織を（小地域福祉見守りネットワーク）を町内18地区に順次設置していく。

○協力体制

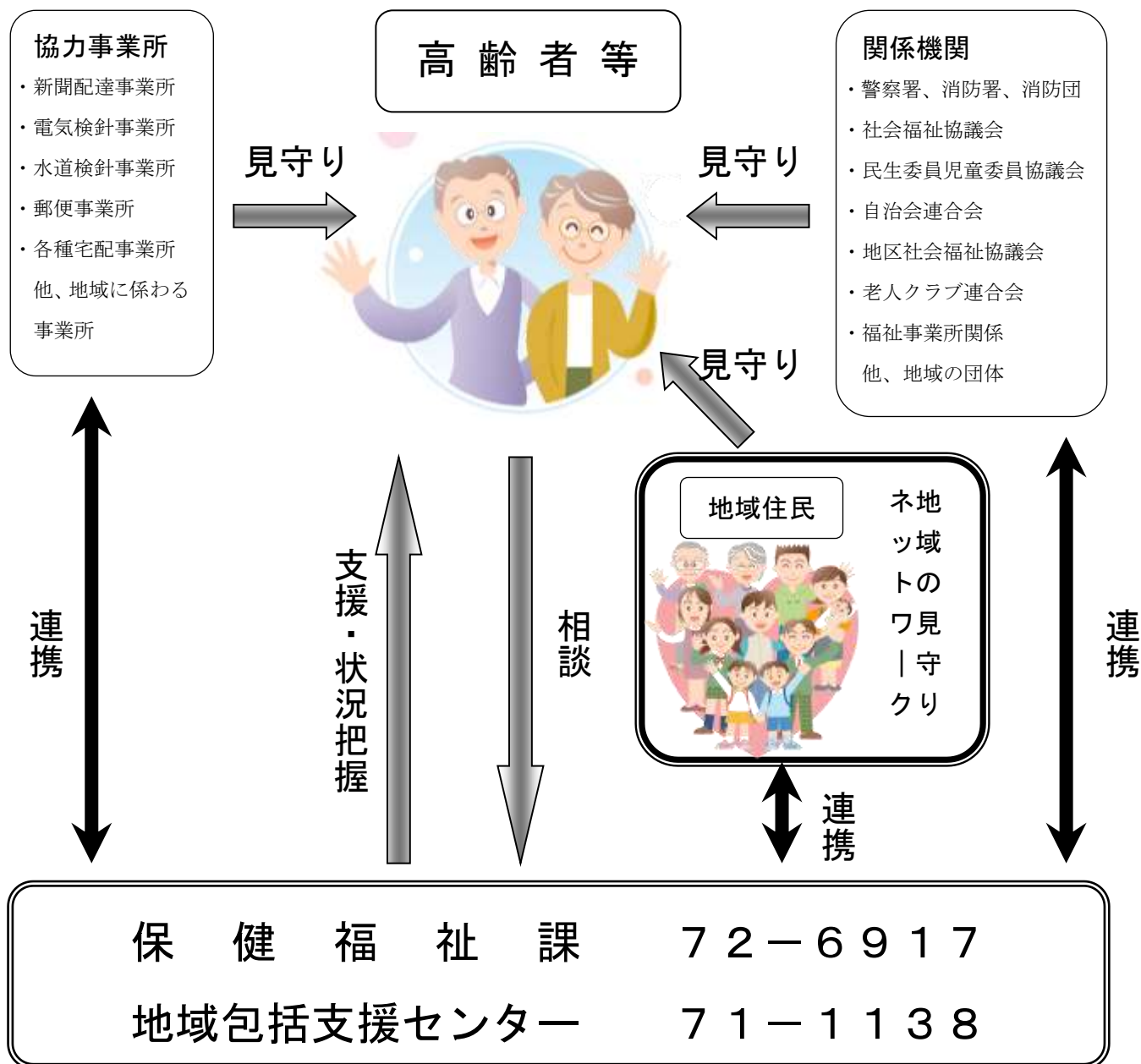
町社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、地区社会福祉協議会役員、

町民生委員児童委員、自治会役員、老人クラブ会員等を中心に活動する。

○支援の方法

地域包括支援センターでは、連絡・相談があった場合は、町や関係機関との連携により状況を確認し、介護サービスなど必要に応じたサービスの提供につなげる。

<地域見守りネットワークフロー図>



(3) 要配慮者管理システムの運用

地域での見守り体制等に活用するため、要配慮者管理システムにより、要配慮者等の居住状況等について管理し、順次更新していくこととする。

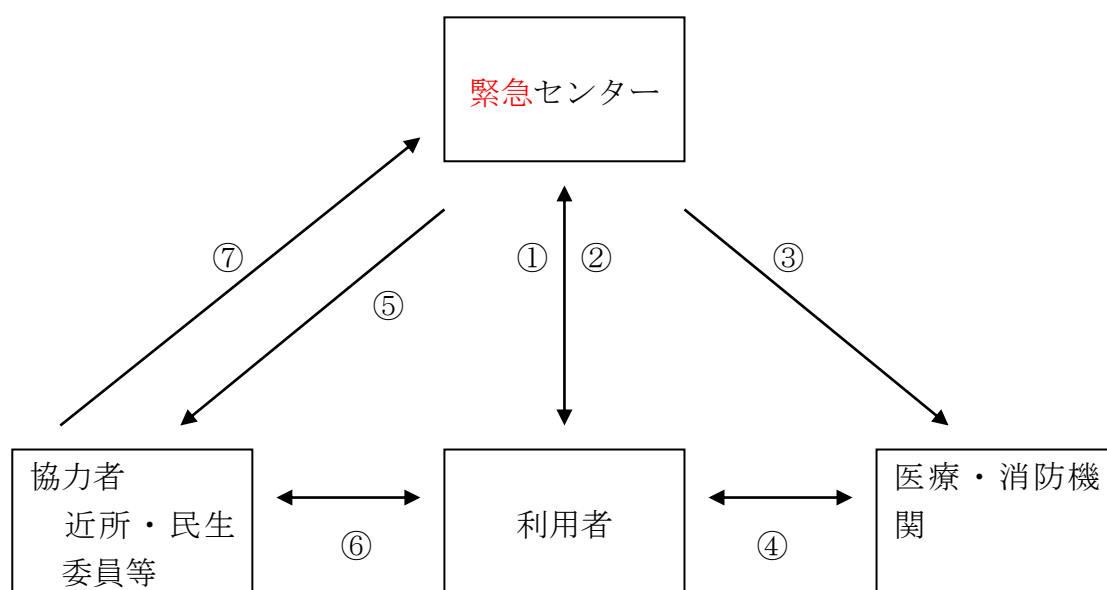
(4) 弁当宅配事業による見守り活動の推進

在宅で生活するひとり暮らしの高齢者に対し、弁当を自宅まで配送する町弁当宅配事業を実施することにより、併せて高齢者の安否確認等見守り活動の推進を図る。

(5) 緊急通報システムの運用、充実

在宅で生活するひとり暮らしの高齢者の安全確保を図るため、緊急通報システムの運用、充実を図る。

<緊急通報システムのフロー図>



- ① 自動通報 [緊急時にボタンを押すだけで緊急センターへの自動通報]
- ② 通報理由確認 [緊急センターから利用者へ通報理由を確認]
- ③ 出動依頼 [状況に応じて緊急センターから医療・消防機関等に出動依頼]
- ④ 救助
- ⑤ 確認依頼 [直接確認不能な場合、緊急センターから協力者に確認依頼]
- ⑥ 確認
- ⑦ 報告 [確認した状況を緊急センターへ報告]
- ③ 出動依頼 [状況に応じて緊急センターから医療・消防機関等に出動依頼]
- ④ 救助

3 避難行動要支援者登録制度

(1) 避難行動要支援者名簿への登録

要配慮者のうち、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方を支援するため、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、連絡先等必要な情報を記載した避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

また、避難支援者（災害が発生した場合に、要支援者の居宅に駆けつけ、避難行動等を支援する者）を選定し、要支援者への迅速な支援体制を確立するものとする。

町は、要支援者名簿を適正に保管するとともに、要配慮者管理システムにおいて要支援者の居住地や支援情報を管理し、災害発生時における避難支援に活用するものとする。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

要支援者名簿への登録に際し、要支援者の情報について提供の同意が得られた方に関しては、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員等に対し要支援者名簿を提供するなど、情報を共有することにより、災害時における円滑かつ迅速な避難支援のための協力体制を整備するものとする。

<支援者名簿への登録方法>

① 高齢者等調査による要支援者の把握

民生委員児童委員は、町から提供された要配慮者情報をもとに、日常の活動において要配慮者の把握を行い、その居宅を訪問し支援の要否を確認する。

町は、民生委員児童委員の調査結果により要支援者名簿を作成する。

② 高齢者等調査以外の要支援者の把握

町が把握している要介護認定者や障がい者等に対しては、個別に支援の要否を確認し、要支援者名簿を作成する。

要配慮者概数

	対 象 者	人 数	調 査 日
1	要介護3以上の居宅者	358人	H29.4.1
2	身体障がいのある人（1・2級）	525人	H29.4.1
3	知的障がいのある人（A判定）	112人	H29.4.1
4	精神障がいのある人（1級）	29人	H29.4.1
5	ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）	1,995人	H29.4.1
6	高齢者のみの世帯の高齢者	3,060人 (1,478世帯)	H29.4.1

※対象者の抽出にあたって、目安として示したものです。

人口の推移

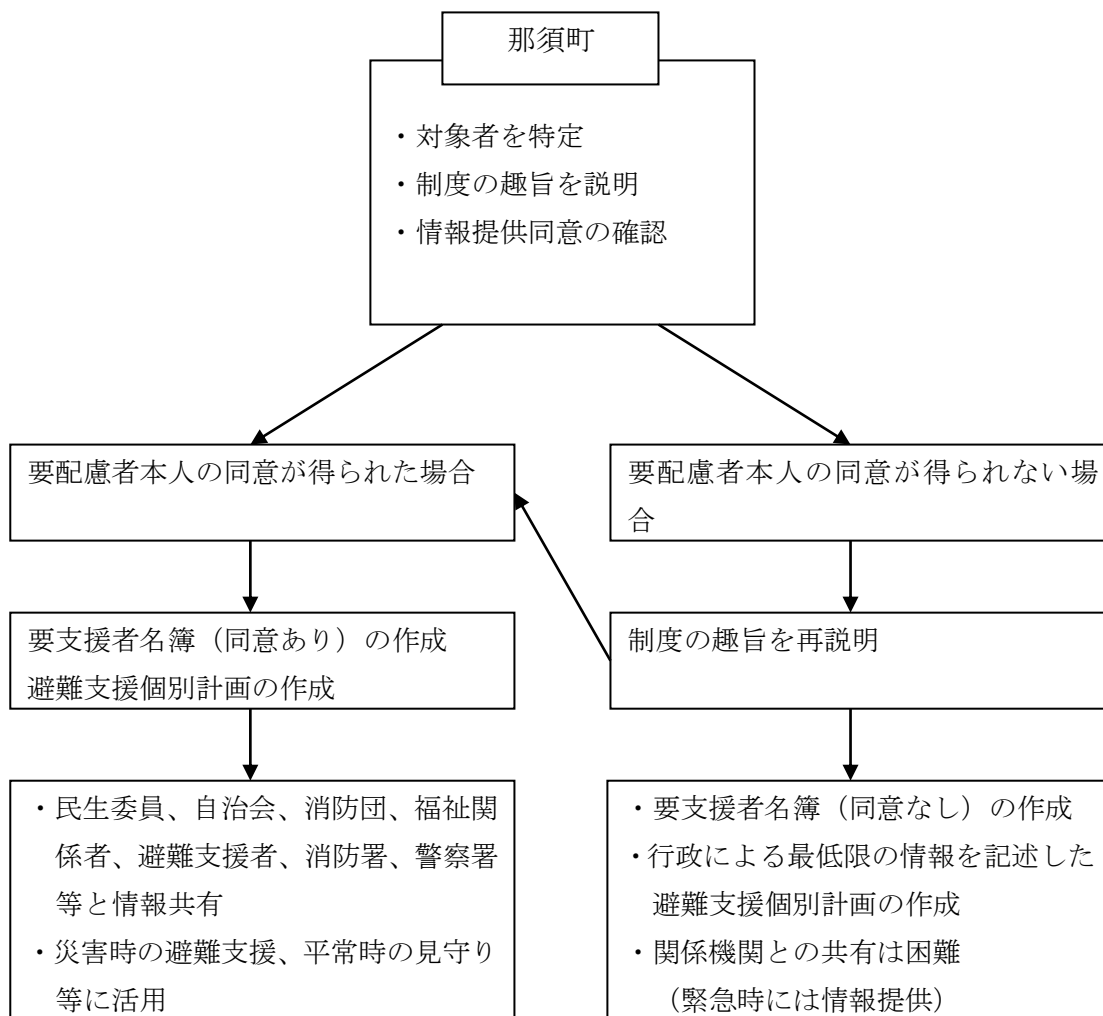
	H25	H26	H27	H28	H29
人口（住民基本台帳）	26,899	26,670	26,347	26,050	25,816
65歳以上人口	8,080	8,380	8,690	9,004	9,289
高齢化率（%）	30.03	31.42	32.98	34.56	35.98

(3) 個別計画の作成及び管理

町は、要支援者と一緒に、家族や避難支援者などの協力を得ながら個別計画を作成・登録することとする。

町は、個別計画について適宜、情報の確認作業を実施するほか、定期的に更新を行うこととする。

<要支援者名簿、個別計画の作成・管理フロー図>



(4) 救急医療情報キットの活用

町では、見守りネットワーク事業の一環として「救急医療情報キット」の配付を行っている。

これは、予め、救急医療情報キット（容器の中）に要配慮者の医療情報等を記入し、冷蔵庫に保管しておくことにより、救急事態発生時に、救急隊や警察・医療機関が、これを活用し迅速な救命活動を行えるようにする。

配付については、保健福祉課、地域包括支援センター、民生委員児童委員等が行っている。

<救急医療情報キット活用の流れ>

① 救急通報

- ア 救急事態発生
- イ 119番通報

② 発見・確認

- ア 救急隊員が現場に到着
- イ 救急隊員が冷蔵庫に貼ってあるシールを確認
- ウ 救急隊員が冷蔵庫の中のキットから医療情報を確認

③ 搬送・情報提供

- ア 状況に応じてかかりつけ医から情報収集
- イ 搬送先に医療情報の提供

救急医療情報キット一式

- 救急医療情報容器
- ステッカー1枚（冷蔵庫用）
- 救急情報シート

(5) 要配慮者の防災知識の向上

要配慮者自身が必需品の準備や避難経路・避難場所等を予め確認するなど、防災に関心を持ち、正しい知識を身につけられるよう、防災知識の向上、普及啓発を図る。

4 避難支援者の確保

災害時において、要支援者を助ける避難支援者を、要配慮者1名につき2名以上確保することが望ましい。

小地域福祉見守りネットワークを組織する町社会福祉協議会、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、老人クラブ、町ボランティア連絡協議会等を中心に避難支援者を確保する。

(1) 避難支援者の役割

- ① 避難支援者は、災害発生時には、要支援者宅に駆けつけ、避難場所への誘導を行う。

誘導が困難な場合には、災害対策本部、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会等に連絡をとる。

- ② 避難支援者は、災害発生後、要支援者の避難状況等を町支援班に報告する。

(2) 避難行動要支援者支援体制の整備に当たっての留意事項

要支援者の主な対象者としては、一人では移動が困難な人、理解や判断が困難な人、情報を受け取ることが困難な人、精神的に不安定な人など、特に避難の支援を必要とする方とする。

また、この制度を利用するか否かについては、制度内容を十分に説明し、要配慮者や家族が判断するものとする。

この制度を運用するにあたっては、個人情報や地域の避難支援者に必要に応じて開示することになるので、予め要支援者等に同意を得ることとする。

避難支援者については、災害時に困っている方を善意により援助するものとし、責任を課すものではない。

(3) 避難支援者の育成

自治会、消防団、福祉関係者やボランティア等の中から、地域の要配慮者支援活動を継続的・専門的に担う人材を、研修等を通して育成する。

5 災害情報伝達体制の整備

重要な災害情報を要配慮者や避難支援者に対して、迅速かつ正確に伝達するため、要配慮者の特性に即した情報伝達ルート、手段等を整備する。

(1) 多様な情報伝達手段の確保

災害発生時における要配慮者や避難支援者への避難準備・高齢者等避難開始等の伝達や、災害時に様々な関係機関との間で連携を図るため、防災行政無線、緊急速報メール、那須町安全安心メール、町ホームページ、Facebook、関係者による直接口頭、又は広報車等により情報伝達を行う。

(2) 要配慮者の特性に即した災害情報伝達機器整備の検討

- ① 聴覚に障害のある方 …… 携帯メール、ファックス等
- ② 視覚に障害のある方 …… メール読み上げ機能付き携帯電話等
- ③ 肢体不自由な方 …… フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

6 福祉避難所等の確保

避難所の確保については、災害対策本部の避難部が行うが、町支援班は要配慮者が、身体介護や医療相談等の必要な生活支援を受けられるようにするため、要配慮者の意見や要望に適切に対応できる相談窓口を設けるなど、安心して避難生活ができる体制を整備した避難所としての福祉避難所の確保を避難部と協力して進める。

(1) 福祉避難所の設置

町で福祉避難所に指定している下記施設の他、保健福祉設備の整備を進めるとともに、災害対策本部等との災害時における連絡や各種支援体制を整備する。

町施設（平成 29 年 4 月現在）

- ・ ゆめプラザ・那須（保健センター） （那須町大字寺子乙 2 5 6 6 - 1）
- ・ ゆうゆうセンター （那須町大字寺子丙 4 - 5）

(2) 民間社会福祉施設等の避難所としての活用

民間の社会福祉施設で、災害時に民間福祉避難所として協力してくれる施設と事前に協定書を締結し、災害時における要配慮者の受け入れ体制を整備する。

協定締結事業所（平成 29 年 4 月現在）

- ・ 特別養護老人ホーム ゆたか苑 （那須町大字豊原乙 627-95）
- ・ 特別養護老人ホーム なすの苑 （那須町大字寺子乙 3912-5）
- ・ 聖園那須老人ホーム （那須町大字寺子丙 1498-2）
- ・ 特別養護老人ホーム 寿山荘那須（那須町大字寺子乙 1241-12）

(3) 医療支援スタッフの確保

那須郡市医師会や地元医療関係機関との連携と、ボランティアとの調整を図りながら、災害時に福祉避難所において要配慮者の健康管理や医療相談等にあたる医療支援スタッフの体制を整える。

(4) 情報伝達体制の整備

聴覚障害者には手話通訳者・要約筆記奉仕員等の協力により対応し、視覚障害者にはガイドヘルパーの派遣や受信用機器、情報通信機器の整備を図る。

(5) 施設の整備

福祉避難所では、聴覚障害者向け掲示板等の設置、段差の解消等の要配慮者に配慮した施設の改修や白杖、点字機、補聴器等の備品の整備、授乳スペースの配置などを考慮する。

特に既設トイレの洋式化や手すりの設置等の改修、要配慮者用仮設トイレや携帯トイレの整備を進める。

(6) 一般避難所避難者の調査

避難部と協力し、避難者の中で福祉避難所を利用することが必要な方がいないか随時調査して、福祉避難所への移動等必要な措置を講じる。

7 見守り協力者等の育成

(1) 協力事業所の確保

町域が広範囲である本町にとっては、地域で事業活動を行っている多くの事業所の協力は欠かせないものとなっている。

このため、町では、高齢者見守りネットワーク事業に協力いただける事業者との協定締結を行い、日々の業務に支障のない範囲での見守り、声かけ活動を実施している。

協力事業所 45 事業所（平成 29 年 4 月現在）

○高齢者見守りネットワーク協定事業所一覧

	事業所名	住所	電話
1	黒田原郵便局	那須町大字寺子丙 3-181	0287-72-0001
2	伊王野郵便局	那須町大字伊王野 1650-5	0287-75-0001
3	那須郵便局	那須町大字高久乙 2794-3	0287-78-0522
4	黒磯郵便局	那須塩原市豊町 10-25	0287-62-1503
5	(有)池沢新聞店	那須町大字寺子丙 3	0287-72-0332
6	岡田新聞店	那須町大字芦野 2719	0287-74-0029
7	(有)竹井新聞店	那須塩原市並木町 116-12	0287-62-1179
8	菊地新聞店	那須町大字高久乙 2669	0287-78-0189
9	(有)市村新聞店	那須塩原市本郷町 6-14	0287-62-0311
10	(有)黒田原タクシー	那須町大字寺子丙 3	0287-72-0118
11	東京電力パワーグリッド(株)栃木北支社	大田原市山の手 1-9-14	0287-55-2121
12	(株)日本ウォーターテックス	埼玉県幸手市緑台 1-19-11	0287-72-6930
13	宇都宮ヤクルト販売(株)那須支店	那須塩原市西原 116-71	0287-36-3566
14	ヤマト運輸(株)黒磯バイパスセンター	那須塩原市黒磯原街道下 6-610	0287-63-8201
15	とちぎコープ生活協同組合	宇都宮市川田町 858	028-634-5115
16	那須野農業協同組合那須営農経済センター	那須町大字寺子丙 4-20	0287-72-5890
17	那須町商工会	那須町大字寺子丙 4-93	0287-72-0231
18	那須町森林組合	那須町大字東岩崎 289	0287-75-0034
19	社団法人那須町観光協会	那須町大字湯本 182	0287-76-2619

資料 2 - 7 災害時要援護者対応マニュアル

	事業所名	住所	電話
20	那須未来(株)	那須町大字高久乙 593-8	0287-78-2008
21	(株)東急リゾートサービス東急那須リゾート	那須町大字高久丙 1792	0287-76-1900
22	東豊開発(株)	那須町大字高久乙 2725-109	0287-76-3150
23	平和郷管理(株)	東京都台東区台東 2-7-1	0287-76-2941
24	郵便事業(株)大田原支店	大田原市新富町 1-9-8	0287-22-2351
25	郵便事業(株)黒磯支店	那須塩原市豊町 10-25	0287-62-1981
26	黒磯観光タクシー(株)	那須塩原市本町 5-7	0287-62-1526
27	(有)関東福祉車両	那須塩原市鍋掛 1087-165	0287-62-9599
28	(有)福祉ネットやわらぎ	那須町大字寺子丙 711-43	0287-72-7250
29	福祉タクシーむとう	那須塩原市住吉町 5-33	0287-63-1912
30	(株)ビッグワン福祉推進事業部サクラアラー	那須塩原市豊町 13-14	0287-60-3636
31	社会福祉法人あいのかわ福祉会 ワークス共育	大田原市小滝上ノ山 17-18	0287-24-2620
32	那須合同自動車(株)	那須塩原市本町 2-6	0287-62-0118
33	藤交通(株)	那須塩原市橋本町 2-21	0287-63-0444
34	ウェルフェアジャパン(株)オレンジ福祉タクシー	那須塩原市上中野 143-5	0287-65-9001
35	特定非営利活動法人ゆっくりサロン	那須町大字湯本 512-10	0287-76-2281
36	(有)那須福祉サービス	那須塩原市東三島 6-337-104	0287-36-5826
37	那須塩原福祉タクシー	那須塩原市東原 214-5	0287-63-7744
38	塩原自動車(株)	那須塩原市永田町 3-6	0287-36-0237
39	社会福祉法人甲子の里福祉会 居宅介護事業等 甲子の里希望の家逢和会	西郷村大字小田倉字上川向 97	0248-25-4889
40	北那須エルピ [®] ーガス保安センター協同組合	那須町大字高久甲 5104	0287-63-5662
41	一般社団法人栃木県エルピ [®] ーガス協会 北那須支部	那須町大字高久甲 5104	0287-63-5662
42	(株)秀和	那須町大字豊原乙 1-3233	0287-72-6871
43	(株)足利銀行 黒田原支店	那須町大字寺子丙 3-22	0287-72-1211
44	大田原信用金庫 黒田原支店	那須町大字寺子丙 2-73	0287-72-1131
45	那須信用組合 黒田原支店	那須町大字寺子丙 3-98	0287-72-1331


第 5 災害発生時の対応

1 支援班の活動概要

災害対策本部の救護部により支援班を構成する。

【災害対策本部組織体制】

総務部	総務課、企画財政課、税務課、議会事務局、会計課
救護部	救護第 1 班 保健福祉課、保健センター
	救護第 2 班 住民生活課
	救護第 3 班 環境課
避難部	学校教育課・生涯学習課・こども未来課、保育園
給水部	上下水道課
応急復旧部	建設課、農林振興課、農業委員会、観光商工課、ふるさと定住課



支援班

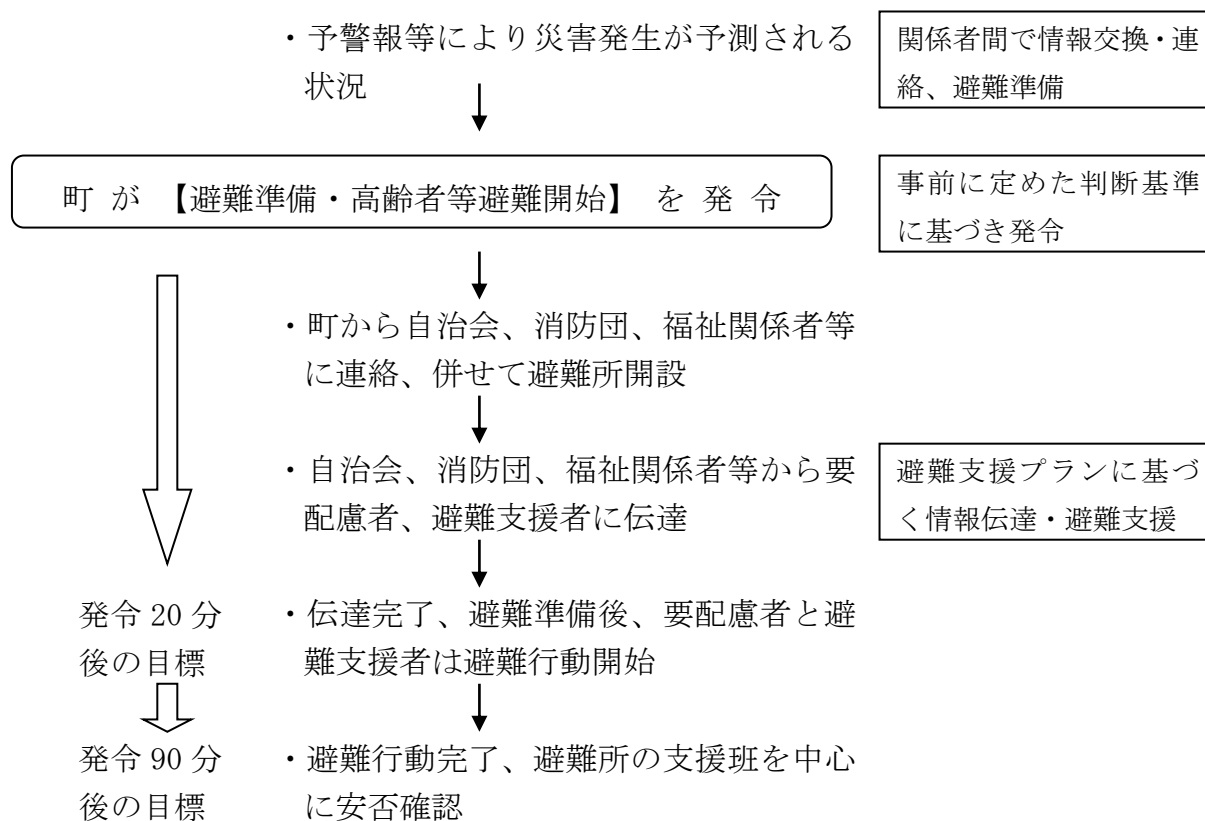
支援班の活動概要

項 目	救護第 1 班・3 班	救護第 1 班・2 班
救出救命期の対応 (災害発生の可能性が高まった段階から災害発生後 6 時間)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者への「避難準備・高齢者等避難開始」の伝達 福祉避難所の開設 在宅要配慮者・社会福祉施設等に入所している要配慮者の安否情報の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設 放置すると生命に関わる疾病を有した要配慮者への対応 (着手)
避難救命期の対応 (6 時間～7 2 時間程度)	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部、県及び他市町への応援要請 民間福祉避難所の開設 福祉避難所の運営 (医療支援スタッフの配置) (情報の提供) (相談窓口の設置) (ニーズに応じた物資等の提供) 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の運営 (医療支援スタッフの配置) (民間福祉避難所や医療機関等への移送) 放置すると生命に関わる疾病を有した要配慮者への対応 (徹底)

応急対策期の対応 (72時間～1週間)	・ボランティアとの連携	・支援スタッフの配置 ・要配慮者の特性に配慮した物資等の配布
復旧期の対応 (1週間～)	・要配慮者への相談体制の整備 (避難行動要支援者相談窓口の設置)	・要配慮者への相談体制の整備 (巡回ケアサービス《巡回相談》の実施) ・保健福祉サービスの提供 ・要配慮者に対するメンタルケアの実施
活動期の対応 (2週間～)	・要配慮者に配慮した応急仮設住宅対策 ・住宅の斡旋	

<集中豪雨時における対応イメージ図>

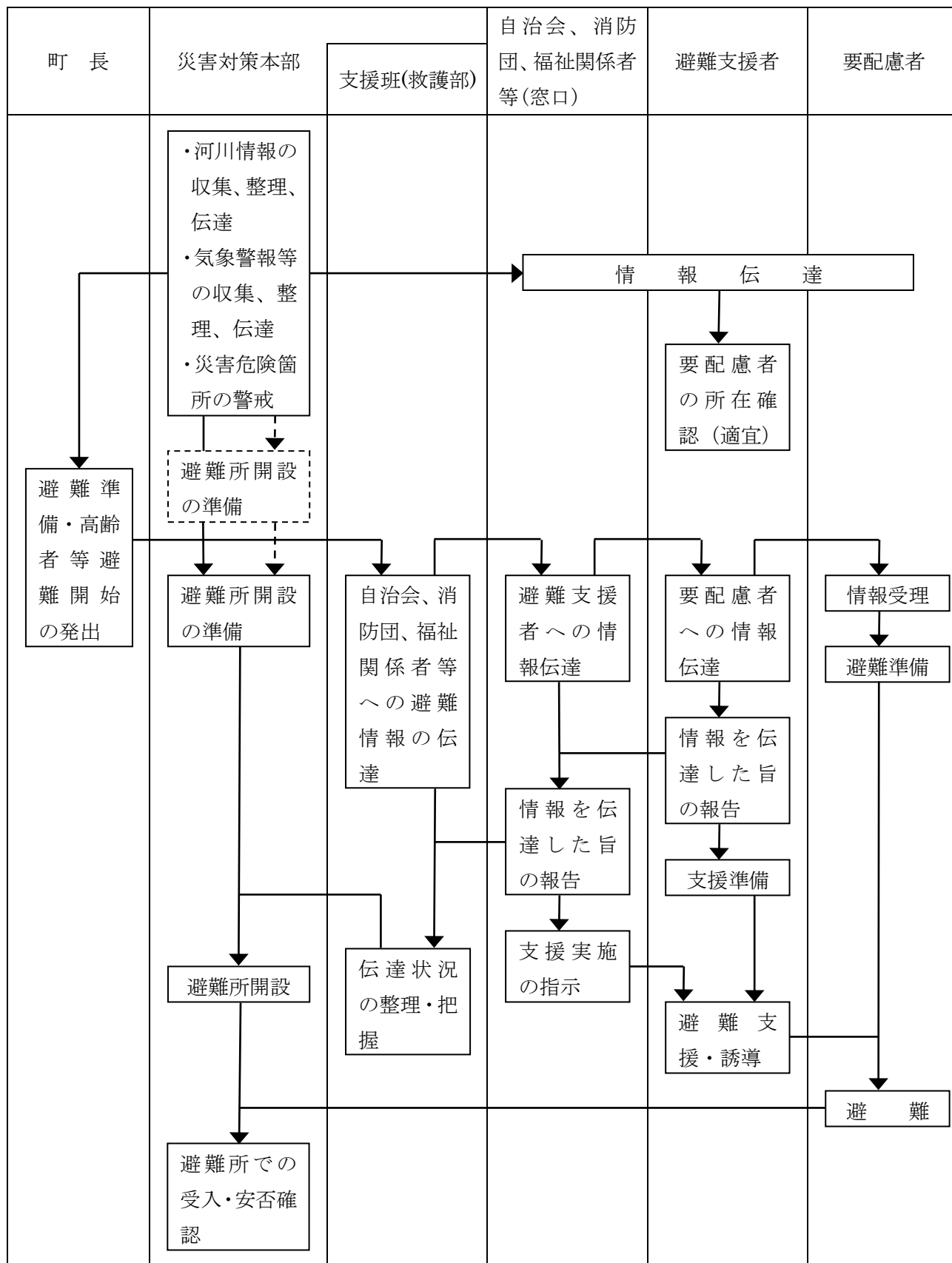
【避難準備・高齢者等避難開始】発令の場合



目標時間は、情報伝達体制・避難支援体制の整備状況、避難所のアクセシビリティなどによって大きく異なることから、迅速な避難のためには総合的な取り組みが必要となる。

避難支援プラン実施の流れ

<災害時に実施すべきこと>



要配慮者の把握の方法について

避難行動要支援者の避難支援を行うにあたっては、平常時から避難行動要支援者情報の収集・共有が不可欠であるが、下記の3つの方式の特徴と課題などを掲げる。

(1) 関係機関共有方式 (2) 手上げ方式 (3) 同意方式

情報の収集・共有における3つの方式の特長と課題

区 分	関係機関共有方式	手上げ方式	同意方式
定 義	災害対策基本条例の制定や個人情報保護条例の目的外利用、外部提供の規定により、避難行動要支援者本人から同意を得ずに、平常時から福祉部局保有の要配慮者情報について、町と関係機関、自治会等の間で共有する方式	避難行動要支援者登録制度を広報・周知した上で、自ら名簿等への登録を希望した方の情報を収集する方式	自治会等が直接避難行動要支援者本人に働きかけ、災害時の支援に必要な情報を収集する方式
長 所	○災害時に援護の必要性が高い方々の網羅的な把握が可能 ○同意が得られない方々の情報把握も可能	○把握に要するコストが少ない ○本人の自発的意志が尊重される	○直接的働きかけにより必要な支援内容の細かい把握が可能 ○顔見知りの個別訪問で安心感が生まれ、同意も得やすい（互助が強まる）
短所・課題	○情報共有には町民の理解が必要 ○個人情報保護から、情報収集を最小限にする必要あり ○自治会等第三者への情報提供には地方公務員法が直接適用されず守秘義務確保が困難	○直接的働きかけがなく、制度理解や情報収集が進まない ○実際に手を上げる要配慮者は少ない	○手間がかかる、対象者が多い場合効率的な情報収集が図りにくい ○同意がない場合、情報共有が図れない
対 応	○制度の普及啓発が必要 ○第三者への情報提供には、個人情報審議会での審議、誓約書等により守秘義務の確保が必要	○制度の積極的な普及啓発が必要	○効率的、効果的な情報収集の仕組みが必要 ○同意の工夫が必要

関係機関共有方式は自治会等、地区への情報の提供を行った場合に、個人情報に確実に保護されるかという点が懸念される。そのため、手上げ方式と同意方式を組み合わせることで避難行動要支援者情報の収集・共有を図る。